

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 登記簿（土地・建物）に登記済みの事項で、固定資産課税上知り得た情報の集落等公共的団体に対する提供について（税務町民課）

(2) 個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 6 号の規定による個人情報の外部提供について

(1) 災害及び犯罪事件などの場合における、資産税係が所管する家屋見取図の酒田地区消防組合又は庄内警察署に対する外部提供（税務町民課）

(2) 生産調整における個人情報の保護について（産業課）

(3) 国土交通省の事業に係る用地調査のための、同省所管事務所に対する農家・農地台帳における権利設定の状況の外部提供（農業委員会）

(4) 肺がん症例検討会のための、山形県に対する集団検診により発見された疑いのある者の外部提供（保健福祉課）

(3) そ の 他

4 閉 会

#### 【会議の結果】

(1) 登記簿（土地・建物）に登記済みの事項で、固定資産課税上知り得た情報の集落等公共的団体に対する提供について

・当該集落の行政区長等が、公益上必要なものとして当該情報提供を受けることに関する議事録の写し等を添付して申請するなどの条件を付し、提供を認める。

(2) (1) 災害及び犯罪事件などの場合における、資産税係が所管する家屋見取図の酒田地区消防組合又は庄内警察署に対する外部提供

・火災原因調査等のために酒田地区消防組合等が必要とする場合は、事前に申請書の提出を要することとし、その際被災者の心情に配慮し、当該申請書に被災者本人の同意書を要しないこととする。

(2) (2) 生産調整における個人情報の保護について

・平成 19 年度から農業者、農業者団体が主体的に需給調整を実施する中で、配分に関する資料の外部提供について各農家より同意書を取っていることもあり、提供を認める。

(2) (3) 国土交通省の事業に係る用地調査のための、同省所管事務所に対する農家・農地台帳における権利設定の状況の外部提供

(4) 肺がん症例検討会のための、山形県に対する集団検診により発見された疑いのある者の外部提供

・用地調査に係る外部提供については、申請書において本人の同意があるものとしている。肺がん症例検討会については、検診従事医師の診断技術向上のため、合併前の両町及び県内の他市町村においても提供していることから、提供を認める。